（港湾施設を使用して行う広域災害応急対策）

第十八条の三　法第五十五条の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、非常災害が発生した場合において、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長が実施する災害応急対策のうち、緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧その他災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の五　法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾広域防災施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

（法第五十五条の三の三第三項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の六　法第五十五条の三の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

四　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の七　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第二のとおりとする。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の八　法第五十五条の三の五第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　土石

三　いかだ

四　竹木

五　車両

六　前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

（港湾施設を使用して行う広域災害応急対策）

第十八条の二　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、非常災害が発生した場合において、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長が実施する災害応急対策のうち、緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧その他災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾広域防災施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

（法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の五　法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

四　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の六　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第二のとおりとする。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の七　法第五十五条の三の五第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　土石

三　いかだ

四　竹木

五　車両

六　前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの